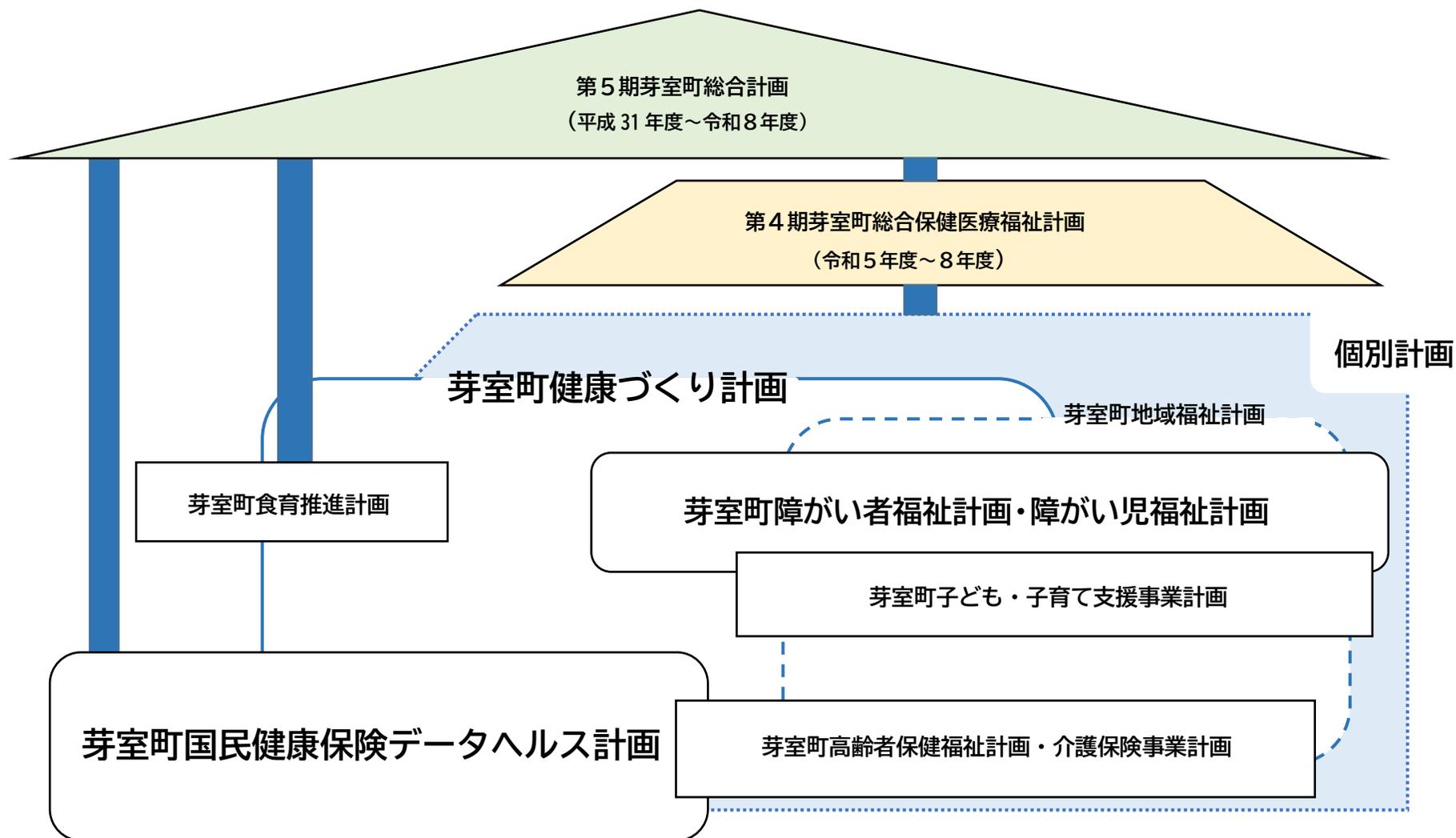


### 健康福祉課が今年度策定する各計画の位置づけ(概念図)



## 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定のためのアンケート調査【集計結果】

①

アンケート調査 配布数595 回収数278  
回収率46.7% (前回53.3%)

## (1) 調査時期

令和5年8月1日～令和5年8月16日

## (2) 調査対象

- ・18歳未満で障がい者手帳をお持ちの方
- ・18歳から64歳で障がい者手帳をお持ちの方  
若しくは福祉サービスを利用されている方
- ・町内会長、行政区長等

③

## アンケート意見 (抜粋)

- 発達支援を要する児童の保護者から高校卒業後に進学を希望する声が増えている。
- 障がいのある方に対する支援として「何でも相談できる窓口の設置」を求める声が多く、次いで「グループホームなど地域で暮らせる場所の充実」であった。
- 災害が起きた時の不安として「避難先での不安」が最も多く、次いで「災害状況が伝わらない不安」であった。
- 障がい者の就労でどのような配慮が必要かの設問では「職場内での理解があること」が最も多い。
- 地域の人に支えられていると思う人が増えた一方で支えられていないと感じている人も一定数いる。

②

## 回収結果

障がい者	配布数	回収数	回収率
第7期	352人	138人	39.2% (40.4%)
一般	配布数	回収数	回収率
第7期	180人	108人	60.0% (65.9%)
障がい児	配布数	回収数	回収率
第3期	63人	34人	54.0% (44.4%)

回収率が前回より低下した理由として

- ①アンケート内容の難しい及び項目数の多さ
- ②手書き回答の手間

→次回は**内容のスリム化、電子回答**を検討する。

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

- 障がいの有無に関わらず誰もが共に安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、乳幼児期から高齢期に至るまで生涯を通じて総合的なサービスを受けられるよう、保健・医療・福祉・子育て・教育・就労に関する施策を横断的かつ計画的に推進するため。

### 2 計画の位置づけ

- 障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に基づく市町村障害福祉計画
- 児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画
- 第5期芽室町総合計画の下位計画に位置する第4期芽室町総合保健医療福祉計画を指針として、その他関連する計画との整合性を図るもの

### 3 計画期間

令和6年（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間

### 4 計画の策定体制

芽室町総合保健医療福祉協議会に設置した障害者部会にて審議を行う。また、芽室町自立支援協議会と連携・調整を図りながら計画を策定する。また、障がい福祉についての意識調査、パブリックコメントも実施。

### 5 計画の進行管理

芽室町総合保健医療福祉協議会に設置した障害者部会において進行管理を行う。

## 第2章 障がいのある人等の状況

### 1 障がい者・児の推移と傾向

- 芽室町の障がい者・児の手帳所持者数（重複含む）は、令和5年10月31日現在で1,201人、人口に占める割合は6.7%となっており、町民の約15人に1人が何らかの障害者手帳を所持している状況。
- 手帳所持者数は横ばいだが、身体障害者手帳の所持者は減少傾向にある一方、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向。また、手帳を保持しない発達障がいのある児童についても、文科省調査において増加傾向。

### 2 難病患者の状況

- 平成25年4月から難病患者等が障害者総合支援法の対象となり、障害福祉サービスや相談支援等の対象となっている。対象となる疾病も当初の130疾病から361疾病に拡大（2020（令和2）年4月1日現在）されており、令和元年度まで減少が見られた患者数は、令和2年度に再び増加している。

### 3 障がい福祉の動向

- こども家庭庁の創設（令和5年4月）により、障がい児支援が厚生労働省からこども家庭庁に移管
- 児童福祉法の改正（令和6年4月）により、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的な役割を担うことや障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体を明確化
- 障害者差別解消法の改正（令和6年4月）により、業者による障がい者への合理的配慮の提供が義務化

## 第3章 計画の基本的考え方

### 1 基本目標

第5期芽室町総合計画の基本目標「誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」を基本理念とし、障害者基本法の理念に基づき、障がいのある人もない人も、乳幼児期から高齢期に至るまで生涯を通じて総合的なサービスを受け、地域で安心して暮らせるまちづくりを目指す。

### 2 基本施策

芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例に掲げる4つの基本施策を推進する。

- ①早期発見及び早期支援
- ②就労支援
- ③生活支援の充実
- ④支援を広げるための施策の充実

## 第4章 分野別施策内容

### 1 早期発見及び早期支援

施策の方針

障がいの発見から、その後の療育にわたり、各分野での連携を強化し、地域で育つ、育てる親子を支援し、自立や社会参加に向けた基礎的な力を育むよう努める。

施策の主な内容

- ①専門的な支援の充実：発達支援体制の充実、重症心身障害児\*の児童発達支援・放課後等デイサービスの検討、医療的ケア児への支援
- ②相談支援体制の充実：相談支援体制の充実、ペアレントメンターを活用した相談支援体制の推進
- ③地域支援の推進：保育所等訪問支援事業の推進、巡回相談の推進
- ④特別支援教育の充実：就学相談の充実、学習上の支援、地域コーディネーターの複数配置

### 2 就労支援

施策の方針

地域生活に必要な経済的基盤を固めるため、社会で働くために必要な支援体制の充実に努める。

施策の主な内容

- ①就労支援体制の強化：就労支援体制の充実、実習機会の確保
- ②福祉的就労の充実：NPO法人や福祉的就労事業所との連携整備、福祉的就労事業所への支援
- ③一般就労定着支援の促進と雇用環境の整備：一般就労定着支援の促進、各種助成制度の周知、障がい者雇用の理解促進、働く障がい者の通勤支援
- ④農福連携の拡充：農福連携の推進

### 3 生活支援の充実

#### 施策の方針

障がいのある人が自己決定に基づき、自立した生活を営むことができるよう、障がいの特性に応じた相談支援、適切な保健・医療・福祉サービスの提供、安全安心な生活環境の整備に努める

#### 施策の主な内容

- ①福祉サービスの充実：訪問系サービスの充実、日中活動系サービスの充実、一時的支援の充実 など
- ②居住系サービスの充実：グループホームの充実、住宅改造費助成の実施、生活体験住宅の運営・活用
- ③相談支援体制の充実：計画相談支援の充実、基幹相談支援センター設置についての協議、障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けられる体制づくり（重層的支援体制の整備）、情報提供体制の充実、専門的人材の養成 など
- ④権利擁護の推進：成年後見制度の利用促進、日常生活自立支援事業との連携、障がい者虐待防止の体制整備、行政サービス等における合理的配慮の推進 など
- ⑤地域での安全安心の確保：個別避難プランの作成推進、災害時の安全確保
- ⑥疾病の予防と早期発見：健診の重要性の普及啓発、受診勧奨、健診を受けやすい健診体制、環境づくり
- ⑦ユニバーサルデザインの推進：道路施設等の環境整備、公共施設のユニバーサルデザイン化

### 4 支援を広げるための施策

#### 施策の方針

障がいのある人もない人も安心して暮らせるために、地域全体がお互いに理解・尊重し支え合う体制づくりに努める。

#### 施策の主な内容

- ①理解と交流の促進：障がいに対する理解啓発と合理的配慮の推進、住民意識調査の実施、障がいのある人との交流の促進、障がいに関するシンボルマークの普及・啓発
- ②町民活動等への支援：どんぐり会の活動支援、芽室町身体障害者分会の活動支援、町民による自主的な活動等への支援

## 第5章 障害福祉サービス等の提供体制の整備【障害福祉計画等】

障害福祉計画等は、障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等が地域において計画的に提供されるよう必要なサービス見込量やサービス提供体制等について定める。

第7期芽室町障がい者福祉計画及び第3期芽室町障がい児福祉計画においては、障がいのある人の自立支援の観点から、「地域生活移行」や「就労支援」及び「障がい児支援」といった課題に対応するため、国及び北海道の基本指針に基づき、2024（令和6）年度から3年間の数値目標を設定すると共に、障害福祉サービス等の見込量を設定する。

第4章 分野別施策内容

分野	項目	変更点
早期発見及び早期支援	専門的な支援の充実	「発達支援センターの充実」を「発達支援体制の充実」に表現を変更。発達支援センターが地域の中核として機能する施設運営を行う方針は継続。
	相談支援体制の充実	「ペアレントメンターを活用した相談支援体制の推進」を追加
	地域支援・連携の推進	「巡回相談の推進」を追加
支援を広げるための施策	町民活動等の支援	「町民による自主的な活動等への支援」の項目を追加

第5章 障がい福祉サービス等の提供体制の整備

分野	項目	目標値
2026年度に向けた目標値	障がい児支援の提供体制の整備等	①児童発達支援センターの設置・・・障がい保健福祉圏域に1か所 ②障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築・・・保育所等訪問支援を実施する事業所を町内に1か所以上 ③難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保・・・障がい保健福祉圏域に1か所 ④重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービスの確保・・・障がい保健福祉圏域に3か所 ⑤医療的ケア児支援のために連携を図る協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置・・・協議の場は自立支援協議会発達支援部会で地域コーディネーターの配置を想定 ※①～⑤は、道が設定した目標値であり、芽室町ではすでに達成済み

第4章 分野別施策内容

分野	項目	変更点
就労支援	就労支援体制の強化	ジョブコーチの活用において、十勝障がい者就業・生活支援センター(だいち)との連携を追加することで企業との繋がりを強化。
生活支援の充実	相談支援体制の充実	町内で基幹相談支援センター設置し、相談員の人材育成の実施。
	権利擁護の推進	電子申請の導入など障がい特性に合わせた申請方法の検討。
支援を広げるための施策	町民活動等の支援	身体障害者芽室分会の活動支援。

第5章 障がい福祉サービス等の提供体制の整備

分野	項目	目標値
2026年度に向けた目標値	地域生活支援拠点の整備	①基幹相談支援センター設置・・・1か所(現在なし) ②地域活動支援センター設置(居場所づくり)・・・2か所(現在1か所) ③相談支援事業所・・・4か所(現在3か所) ④グループホーム整備・・・63床(現在46床)